



## 『いじめ防止対策推進法』『千葉県いじめ防止対策推進条例』制定の背景と いじめ防止対策（「未然防止」「早期発見」「早期対応」）のポイント

みなさんの学校では、いじめ問題にどのように取り組んでいますか？各学校で、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、それを基に各学校で体制を整え、共通理解のもとチームでいじめ問題解消のために日々努力されていると思います。今回は、『いじめ防止対策推進法』『千葉県いじめ防止対策推進条例』制定の背景とともに、いじめ防止対策のポイントを「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの視点でまとめました。

### 1 『いじめ防止対策推進法』『千葉県いじめ防止対策推進条例』制定の背景

#### ○『いじめ防止対策推進法』制定の背景

平成23年に起きた「大津いじめ自殺事件」をきっかけに、「いじめの問題は国民的な課題であり、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者がそれぞれの役割と責任を自覚しながら連携し、問題解決に向け努力しなくてはならない。」という考えのもと、国としての基本的理念や体制を法律により整備することを目的に、平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が施行されました。

#### ○『千葉県いじめ防止対策推進条例』制定の背景

千葉県では、地方公共団体の「いじめ防止基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会やその付属機関」の設置等について義務付けるなど、県や市町村の責務や役割をより明確にするために、『千葉県いじめ対策推進条例』を平成26年4月1日に制定しました。平成24年度のいじめの認知件数が全国で2番目に多いという実態もあるなか、都道府県での条例としては全国で2番目に制定しており、いじめ問題に積極的に取り組んでいこうという千葉県の姿勢が伺えます。

### 2 いじめ防止対策のポイント

#### (1) 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる可能性があるものとして、児童生徒全員を対象に未然防止の取組を行います。

#### <具体的対応>

- ①集会活動や学級活動（朝の会・帰りの会・ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対許されない」ことを児童生徒に認識させるとともに、児童生徒自身によるいじめ防止を訴える取り組みを支援します。
- ②道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、社会体験や生活体験の機会を通して、他人の気持ちを共感的にとらえ、お互いの存在を等しく認め合う態度を育てます。
- ③「勉強がわからない」「自分の思うように活動ができない」という思いが、できる人へのねたみや嫉妬といういじめ感情につながる場合があります。そこで、一人ひとりの自己有用感や自己肯定感を高められるように、「わかる授業」に取り組むとともに、一人ひとりの児童生徒が活躍でき他者の役に立っていると感じることをできる機会をつくります。
- ④教職員の不適切な認識やちょっとした言動が、児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることがあります。指導するときは細心の注意を払わなくてはなりません。

## (2) 早期発見

日頃からの児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ちます。そして、いつもと様子が違うと感じた段階から複数の教職員で関わり見守るとともに、教職員間で情報交換や情報の共有化を図ります。

### <具体的対応>

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に努めます。
- ② 児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気を作り、日頃から教師側でつくり出します。
- ③ 休み時間や放課後の雑談の中で、また生活ノートや日記等から、児童生徒の変化や悩みを把握します。
- ④ 家庭訪問や個人面接、保護者アンケートから、家庭での児童生徒の様子を把握します。
- ⑤ 児童生徒に、教師側のイライラした態度を見せたり、児童生徒の相談に対して、「大したことではない」「それはいじめではない」などと真摯に対応しなかつたりすることは、あってはなりません。

## (3) 早期対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応するとともに、関係機関・専門機関と連携して対応にあたります。

### <具体的対応>

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に話を聞き、些細な兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ちます。
- ③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を、複数の教職員で全力で守ります。
- ④ 発見・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、管理職に報告・連絡・相談します。
- ⑤ 「いじめ防止対策委員会」等組織が中心となり、組織で速やかに関係児童生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無を確認します。
- ⑥ 事実確認の結果は、被害・加害児童生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告します。
- ⑦ 被害児童生徒の保護者には、家庭訪問等によりその日のうちに事実関係を伝え、児童生徒を徹底して守るための具体的な手立てや今後の対応について共通理解を図ります。
- ⑧ 加害児童生徒の保護者には、迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めます。
- ⑨ 加害児童生徒に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことが中心ではなく、いじめは人格を傷つけ、生命や身体等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう、毅然とした態度で指導します。
- ⑩ 加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合や、犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童生徒を徹底して守るという観点から、警察署と相談して対処します。
- ⑪ 児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- ⑫ いじめを見ていた児童生徒には、自分の問題としてとらえさせ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ⑬ いじめをはやし立てるなど同調した児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担した行為と同じであることを理解させます。
- ⑭ 学級全体でいじめは絶対に許されない行為であることを確認し、根絶しようとする態度を育てます。

各学校では「学校いじめ防止基本方針」が作成されたいです。いじめ問題に自校がどのように取り組んでいるのか、また組織としての自分の役割は何か、各自で再度確認してみましょう。

(担当 指導主事 内山 尚文)